

ブレジャー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出張の際に、その前後で休暇を取り旅行を楽しむブレジャーの利用を促進することにより本市への観光需要を喚起し、観光消費等の拡大を図ることを目的に、ブレジャー助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項等を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成金交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小松島市外の企業等に勤務している者
- (2) 出張日前後の日に滞在を延長して小松島市内の宿泊施設で宿泊した者
- (3) 前号の宿泊した日に小松島市内のレジャー施設、飲食店又は商店等を利用した者

(申請)

第3条 助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、小松島市での宿泊最終日の翌日から起算して14日以内に、小松島観光物産協議会会長（以下「会長」という。）に対し、次に掲げるすべての書類を郵送もしくはメールにより提出、又は電子申請サービス（徳島県電子自治体共同システム）により申請しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 出張を証明する書類又は出張（指示）証明書（様式第2号）
- (3) 小松島市内の宿泊施設の領収書（写し可）
- (4) 第2条第1項第3号に係る領収書（写し可）
- (5) アンケート（様式第3号）

(交付決定)

第4条 会長は、申請者が助成金交付対象者に該当するか否かを審査するものとする。

- 2 会長は、前項の規定に基づき助成金の交付を決定（以下「交付決定」という。）又は不交付を決定したときは、申請者に対し、助成金交付決定通知書又は助成金不交付決定通知書をメール又はその他の方法により通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 会長は、交付決定した時、申請者が指定する口座に助成金を速やかに振り込まなければならない。

(助成の対象)

第6条 助成の対象となる宿泊とは、申請者が出張日前後の日に滞在時間等を延長して市内観光などを行うための宿泊をいう。

- 2 助成の対象となる小松島市内のレジャー施設、飲食店、又は商店等を利用とは、市内観光等の際に、市内のレジャー施設若しくは飲食店に対しサービスの対価を支払うこ

と、又は市内の商店等で商品等を購入することをいう。

3 助成の対象となる宿泊の期間は、令和5年9月1日から令和6年2月29日までとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、5,000円を限度とする。ただし、第3条第1項第3号及び第4号の領収書に記載された金額の合計額が5,000円に満たない場合は、当該金額の合計額(100円未満切り捨て)とする。

(助成の件数)

第8条 会長は、予算の範囲内で助成を行うものとする。

(情報発信)

第9条 交付決定を受けた申請者は、小松島市での滞在期間の内容について、SNS等を通じて積極的に情報発信に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。